

JMRC 北海道互助会
規 約

2004年4月25日 改正
2004年11月1日 改正
2007年4月8日 改正
2011年2月11日 改正
2016年12月3日 改正

※削除は二重取消線・下線は変更及び追加

第1章 総 則

(目 的)

第1条 JAF 北海道地域クラブ協議会（以下「道協」と言う。）は、協同相互の精神にもとづき、構成員のモータースポーツの振興及び安全意識の高揚を図るため、相互扶助制度を設け、本規約をもって運営する。

(名 称)

第2条 この団体は、JMRC 北海道互助会（以下「互助会」という。）という。

(事務局の所在地)

第3条 互助会の事務局は理事会の指定する所に置く。

(事 業)

第4条 この互助会は、第1条の目的を達成するため、次の給付事業を行う。

1. JAF 公認競技会及び JAF 公認コースを使用した、JAF 届出競技会（クローズド競技会）の競技開催中に発生した構成員の人身事故に関する給付。
2. JAF 公認競技会及び JAF 公認コースを使用した、JAF 届出競技会（クローズド競技会）の競技開催中に発生した事故に関する、構成員の社会的権利義務と地位の保全に関する給付。
3. 道協が関与する行事等に関わる事によって発生した構成員の人身事故に関する給付。
4. 道協が関与する行事等に関わる事によって発生した事故に関する構成員の社会的権利義務と地位の保全に関する給付。
5. 道協が認めた承認競技会において発生した構成員の人身事故に関する給付。
6. JAF 公認ラリー競技会の競技開催中に発生した構成員が加害者となる対人身事故及び対物損事故に関する給付。
7. JMRC 共同共済との関連のもと道協が拠出若しくは分担する金額に関する給付。
8. 道協が実施する構成員のモータースポーツに関する知識の向上を図る事業に関する給付。
9. 道協の会員が行うモータースポーツ活動の振興及び推進並びに安全性の確保に関する給付。
10. 道協の自主性の維持に関する給付。

第 2 章 構 成 員

（構成員の資格）

第 5 条 原則として道協に加盟するクラブ団体の会員で当該年度のライセンス所持者とするが、第 4 条(事業)に関わる当該年度の競技ライセンス非所持者及び道協に加盟するクラブ団体への非加入者についても資格対象者とする。

（加入の申込み）

第 6 条 前条に規定する者が構成員になろうとする時は、所属するクラブ・団体から互助会の定める加入申込書に年会費を添え、これをこの互助会に提出するか又は、互助会が私製した郵便振替払込取扱票を使用し郵便局窓口提出すること。また、特例により、互助会担当者(理事会で任命)が競技会当日に申込みを受け付ける事がある。

2. この互助会は、前項の申込みを拒んではならない。但し、前項の申込みを拒む事につき理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. 第 1 項の申込みを行った者は、第 2 項但し書きの規定によりその申込みを拒まれた場合及び特例による申込みの場合を除き、この互助会が第 1 項の申込みを受理したときに構成員となり、かつ年会費が払込まれた日の翌日午前零時から効力を生じる。
4. 第 1 項の特例による申込みを行った者は、受理したときに構成員となり、かつ効力を生じる。但し、その競技会当日については、JMRC 共同共済の給付対象とはならない。
5. この互助会は、構成員となった者について加入を確認するカードを作成し構成員に交付するものとする。
6. ~~第 3 項により構成員となった者は、JAF 公認ラリー競技会に参加する場合、第 4 条第 6 項の申し込みを行う者は、JAF 公認ラリー競技会に参加する場合、~~競技会参加申込み時点において、所定の申込み用紙により 1 台につき規定の追加会費を添えて競技会オーガナイザーに申し込む事により、前各項の規定にかかわらず構成員となり第 4 条第 6 項の給付対象者となる。なお、この追加会費は一戦 1 競技会毎の掛け捨てとし、構成員の資格についても競技終了と同時に喪失するものとする。

（クラブ団体を異動する際の届け出）

第 7 条 構成員が申込み時に届け出たクラブ・団体を変更する時は互助会に変更手続きを行う事とする。

（自由脱退）

第 8 条 構成員は、事業年度の末日の 90 日前までにこの互助会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退する事ができる。

（法定脱退）

第 9 条 構成員は次の事由によって脱退する。

1. 構成員たる資格の喪失。
2. 年会費の払込を怠り、勧告を受けてもその義務を履行しないとき。

3. 死 亡
4. 除 名

(除 名)

- 第 10 条 この互助会は、構成員がこの互助会の目的を妨げ、又は信用を失わせる行為したときは、理事会の議決によって除名する事ができる。
2. 前項の場合において、理事会は理事会の開催日の 5 日前までに除名しようとする構成員にその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。
 3. この互助会は、除名の決議があったときは、除名された構成員に理由を明らかにして、その主旨を通知する。

(脱退構成員の払戻し請求権)

- 第 11 条 脱退した構成員は、その払込年会費の払戻しをこの互助会に請求することができない。

第 3 章 余剰金処分及び欠損金処理

(てん補準備金)

- 第 12 条 この互助会は、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 に相当する額以上の金額をてん補準備金として積立てるものとする。但し、この場合において繰越欠損金があるときは、積立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の余剰金からその欠損金のてん補にあてるべき金額を控除した額について行うものとする。
2. 前項の規定によるてん補準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き取りくずす事ができない。

(その他の剰余金)

- 第 13 条 この互助会は、毎事業年度の剰余金について、欠損金をてん補し、前条第 1 項の規定によるてん補準備金として積立てる金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

- 第 14 条 この互助会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定による積立てた積立金、てん補準備金の順に取りくずしてそのてん補にあてるものとする。

第 4 章 役 員

(役 員)

- 第 15 条 この互助会に次の役員を置く。
- ・ 理事長 1 名
 - ・ 副理事長 1 名 (道協運営委員長が就任)
 - ・ 常務理事 (事務局担当) 1 名
 - ・ 理事 数名
 - ・ 監事 2 名

2. 道協役員及び道協顧問は理事となる。
3. 道協運営委員長は副理事長となる。
4. 前項の役員のうち、理事長及び常務理事は理事の互選で選任する。
5. 理事会の指名を受けた者は理事となる事ができる。但し任期は第 18 条 1 の期間とする。
6. 監事は道協監査をもって充てる事とする。但し、道協監査が就任できない時は理事会が指名した者とする。

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 理事長はこの会を代表し業務を処理する。
2. 副理事長は理事長を補佐し理事長が事故ある時は職務を代行する。
3. 常務理事は会の事務局を取扱し、執行する。
4. 理事は、理事長が指定したこの会の業務の執行及び審理運営にあたる。
5. 監事は、会計及び事務を監査する。

(役員の補充)

第 17 条 役員が欠けた場合におけるその補充については、理事会の定めるところによる。

(役員の任期)

第 18 条 理事の任期は、2 年とし、前任者の任期満了の日の翌日起算する。但し再選を妨げない。

2. 補欠役員の仕事は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。
3. 役員が、任期の満了、又は辞任によって退任した場合において役員の数とその定数を欠くに至った時は、その役員は後任者が就任するまでの間は、なお役員として職務を行うものとする。

(理事会)

第 19 条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもって構成する。

2. 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は過半数の理事による要求があったとき理事長がこれを招集する。

(理事会の議決事項)

第 20 条 この規約に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

1. この互助会の財産及び業務の執行に関する重要な事項。
2. 運営委員会、道協総会に付議すべき事。
3. この互助会の財産及び業務の執行のための手続きその他この互助会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止。
4. 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項。

(理事会の議決方法)

- 第 21 条 理事会は、過半数が出席しなければ、議事を開き議決する事はできない。
2. 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. 理事会の議長は、理事会において出席者のうちからその都度選任する。
 4. 議長は、理事会の議決に加わる権利を有しない。
 5. 理事会において議決する場合には、議長は出席者の数に算入しない。
 6. 議長及び理事会において選任した出席者の代表は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(書面による理事会への出席)

- 第 22 条 理事会に出席できない者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決権及び選挙権を行うことができる。
2. 前項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、出席者とみなす。
 3. 第 1 項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を記載した書面を封筒に封入し、その封筒に署名又は記名押印したものを理事会の開会までに理事長に提出しなければならない。

(規則の備えつけ及び書類の提出)

- 第 23 条 理事長は規定、理事会の議事録、構成員名簿、その他互助会の財産及び業務の執行について、重要な事項を記載した書類を互助会事務局に備えておかななければならない。
2. 前項の規定による構成員名簿には、各構成員の氏名、住所、生年月日、JAF のライセンス番号、所属クラブ、加入年月日、払込済年会費額及びその年月日を記載しなければならない。
 3. 理事長は道協総会の 7 日前までに、事業報告書、財産目録、貸貸対照表及び剰余金処分案又は欠損金処理案を監事に提出し、かつこれらを互助会事務局に備えておかななければならない。
 4. 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ・ 構成員数の異動。
 - ・ 損益の計算並びに借入又は償還した金額及び借入金の利率。
 - ・ てん補準備金及び各種の積立金。
 - ・ 事業の状況とその種類及び概況並びにこれに要した経費。
 - ・ その他必要な事項。
 5. 構成員及びこの互助会の債権者は、第 1 項及び第 3 項の書類の閲覧を求める事ができる。
 6. 理事長は、第 3 項の書類を道協総会に提出する時は、監事の意見書を添付しなければならない。

(監事の兼職禁止)

- 第 24 条 監事は、理事を兼ねる事ができない。

(監事による監査)

- 第 25 条 監事は、毎事業年度 2 回以上互助会の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。
2. 監事は、前項の監査を行ったときはその結果を道協総会に報告し、且つ意見を述べるものとする。
 3. 監事は、第 1 項の監査を行ったとき及び認めるときは、理事会に書面又は出席して意見を述べるものとする。
 4. 監査についての規則の設定、変更及び改廃は、監事が行い理事会の承認を受けるものとする。

(顧問)

- 第 26 条 この互助会に、顧問をおくことができる
2. 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会において選任する。
 3. 顧問は、この互助会の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

第 5 章 事業の執行

(事業年度)

- 第 27 条 この互助会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わるものとする。
但し、事業年度の変更に伴い、2016 年度に限り、2016 年 1 月 1 日に始まり 2017 年 3 月 31 日に終わるものとする。

(財源)

- 第 28 条 本制度の財源は、第 6 条第 1 項の年会費、第 6 条第 6 項の~~追加~~会費、繰入金、寄附金、及びその他の収入による。
2. 第 6 条第 1 項及び第 5 項の事項に対し、事務手数料を支払うこととする。
 3. 年会費の額及びこれに関するその他の事項は、別に規則で定める。

(給付)

- 第 29 条 第 4 条第 1 項から第 10 項の給付は、請求に基づき理事会審査による決定に従う。
2. 第 4 条第 1 項及び第 3 項に関する給付区分は、別に規則で定める。
 3. 第 4 条第 5 項に関する給付区分は、別に規則で定める。
 4. 第 4 条第 6 項に関する給付は、別に規則で定める。

(給付の対象)

- 第 30 条 前項の給付を受ける者は次のとおりとする。
- ・ 第 4 条第 1 項及び第 3 項に関する給付で死亡の場合は、法定相続人。
 - ・ 第 4 条第 1 項及び第 3 項第 5 項に関する給付で死亡以外の場合は、本人。
 - ・ 第 4 条第 2 項及び第 4 項に関する給付は、本人。
 - ・ 第 4 条第 6 項に関する給付は、理事会により認定された者。

- ・第4条第7項から第10項に関する給付は、道協。

(給付の請求方法)

第31条 給付の請求方法は、別に規則で定める。

(財産運用の制限)

- 第32条 この互助会は、財産を運用するに当たっては、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行うものとする。
2. この互助会は、この互助会の財産を第三者のために担保しないものとする。

第6章 解 散

(解 散)

- 第33条 この互助会は、理事会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。
- ・目的たる事業の成功の不能。
 - ・互助会の合併。
 - ・互助会の破産。
 - ・行政庁の解散命令。
2. 理事長は、この互助会が解散（破産による場合を除く。）したときは、延滞なく構成員に対しその旨を通知しなければならない。

(残余財産の配分)

- 第34条 互助会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合は残余財産（解散の時ににおけるこの互助会の財産からその債務を完済した後における残余財産をいう。）は、払込済年会費額に応じてこの互助会の解散時における構成員に配分する。
- 但し、残余財産の処分につき理事会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第7章 雑 則

(実施規則)

- 第35条 この規則に定めるもののほか、この互助会の財産及び業務の執行のための手続き、その他この互助会の財産、及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

(運営委員会への報告義務)

- 第36条 理事会は規約の変更及び改廃を決議した時は運営委員会にその趣旨を説明し、報告する義務を負うものとする。

(改正施行)

- 第37条 本規約は、2016年12月3日 改正施行する。